

北海道景観審議会

第46回会議 議事録

と き 平成31年1月10日(木)

15時00分～16時00分

ところ 札幌市中央区北2条西7丁目

かでの2・7 1040会議室

出席委員 (H31. 1. 10)

愛甲 哲也

大西 希

小篠 隆生

工藤 美智子

西山 徳明

長谷山 裕一

檜澤 肇

藤田 開

松田 裕子

宮田 博行

村田 周一

渡部 純子

計 12 名

北海道景観審議会
第46回会議 議事概要

日時：平成31年1月10日（木）15：00～16：00

場所：かでの2・7 1040会議室

議 事	議 事 概 要
(1) 北海道景観形成 ビジョンの見直し (案) について	道から、審議会委員、パブリックコメント、景観行政団体を含む市町村及び道庁内の関係部局各課等から提出があった意見とその意見に対する考え方を説明し、素案の修正内容について審議を行った。
(2) 北海道屋外広告 物条例及び規則の一 部改正について	道から、前回の審議会以降に実施した道民意見募集や道庁内の関係各課との協議内容を反映した改正案を説明した。

1 開会

○中原主幹 ただいまから、「第 46 回北海道景観審議会」を開催します。

新年早々、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます北海道建設部まちづくり局都市計画課の中原でございます。どうぞよろしく申し上げます。

はじめに本日は、委員総数 15 名中、西山委員もこれから来る予定でございます、現在 11 名の出席となっておりますので、北海道景観条例第 35 条第 2 項の規定による開催要件を満たしておりますことを申し上げます。

それでは、開催にあたり、北海道建設部まちづくり局の縄田都市計画課長からご挨拶申し上げます。

○縄田都市計画課長 都市計画課長の縄田でございます。本年も、どうぞよろしくお願いたします。

開会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。本日は年始でお忙しい中、全道各地域からお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議案件でございますが、「北海道景観形成ビジョンの見直し」と「北海道屋外広告物条例及び規則の一部改正」でございます。それぞれ、前回の審議会におきまして、素案あるいは条例改正の一部内容をご提示させていただき、委員の皆様からご意見を頂戴したところでございます。その後、一部修正を行い、パブリックコメントを経て、各市町村のご意見も踏まえ、お手元の資料として、本日また再度提出させて頂いております。

本日は、この 2 つの審議案件につきまして、最終的なご意見を頂きまして、年度内の策定を目標としておりますので、その点につきまして、ご理解、ご協力の程どうぞよろしくお願いたします。

それでは、忌憚のないご意見を賜りますようお願いするとともに、簡単措辞でございますが、開会にあたりましてご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○中原主幹 本日の日程でございますが、お手元の会議次第に沿って、議事を進めさせていただきます。16 時 30 分を目処に終了したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。資料ですけれども、次第、名簿、「資料 1－1」、「資料 1－2」、「資料 1－3」、「資料 1－4」及び「資料 2」でございます。不足しているものがありましたら、事務局にお申し出下さい。

これからの議事進行につきましては、小篠会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろし

くお願いします。

2 議事

(1) 北海道景観形成ビジョンの見直し(案)について

○小篠会長 それでは、皆様方、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

本当に年始のお忙しい時に集まっておいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、議事に入らせていただくのですが、これ以降につきまして、報道機関の方々には録音及び撮影については、ご遠慮願ひたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議事1という事で、何度も皆様方に見ていただいておりますが、「北海道景観形成ビジョンの見直し」ということで、今回のポイントを簡単にご説明しますと、先程、縄田課長からもお話しがあったように、パブコメをとって、それに対する対応と、もう一つ、北海道景観形成ビジョンの内容がかなり他部局に係る内容になっていますので、道庁内部の他部局との調整を精力的にやっておいただいたというところで、その結果についても出てくるところでございます。その辺もご説明していただきながら、皆様方からまたご意見等いただければというようなところが大きなポイントかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局の方から議事1「北海道景観形成ビジョンの見直しについて」ということで、ご説明をよろしくお願ひいたします。

○後藤主査 景観を担当しております、私、後藤からご説明をさせていただきます。申し訳ありませんが、座ってご説明させていただきます。

早速ですが、お手元に配布しております「資料1-1」は、前回の審議会以降のご意見等を取りまとめた資料となっております。「資料1-2」、「資料1-3」、「資料1-4」は、前回の審議会にてご説明させていただきました各資料であり、「資料1-2」は修正等はありませんが、「資料1-3」、「資料1-4」につきましては、「2 その他、意見等について」により新たに修正した箇所があり、修正部分は赤文字で記載しております。

それでは、「資料1-1」の1ページをご覧下さい。「1 北海道景観審議会委員の皆様からの意見等について」について、ご説明させていただきます。前回の審議会以降に、委員の皆様よりいただきましたご意見等とその対応を整理したものとなっております。

(1) では前回の審議会での意見、(2) では審議会以降の経過ということで、委員の皆様からご意見をいただき、修正等を行っております。その詳細につきましては、2ページから6ページに記載しております。修正内容のご説明につきましては、昨年11月1日に、委員の皆様にご朱書きで修正した素案をお知らせさせていただいておりますので、割愛させていただきます。

続きまして、「2 その他、意見等について」です。(1)の「道民意見募集手続、パブリックコメントの実施結果について」をご説明させていただきます。こちらは、募集期間を平成30年11月12日から12月11日までで行いました。その期間、提出者が1名、提出された意見は2件あり、その意見に対する修正等はございませんでした。

提出された意見とその考え方等について、ご説明させていただきます。「資料1-1」の7ページをご覧ください。1番目の意見についてですが、「資料1-4」の27ページに記載しています「電線地中化事業による景観の保全」の部分につきまして、「市街地周辺部の高圧送電線の鉄塔が、景観を大きく損なっているため、地中化させることが最優先」との意見です。この意見に対する道の考え方としましては、このビジョンにおける無電柱化とは、北海道が施工する公共事業にて、景観に配慮した無電柱化を促進していくことを目標としたものであります。当施設の建設につきましては、北海道景観条例に定めた適用除外行為として、景観法の手続き等を不要とした施設であるため、素案の修正等は行わず、「貴重なご意見として参考にさせていただく」と回答としております。

次の2番目の意見につきましては、「資料1-4」の29ページ、「地域の身近な景観づくりの取組を支援」という項目について、「生態系の影響と身近な景観を保全するため、5Gのアンテナ塔の建設を凍結すべき」との意見です。ここに記載しています「オランダの鉄道駅」での事例に関する海外のホームページにて掲載された記事の翻訳文書も提出されており、その内容は、既に5Gを導入した海外の地域において、オランダ鉄道が使用するために駅に5Gアンテナを設置した結果、周辺で生き物が次々と死に、その影響が5Gのアンテナによるものではないかとのことでした。この5Gとは、現在使用されている4Gという通信システムの関係なのですが、それを発展させ、新たな機能を付加された第5世代の移動通信システムのことであり、電波法を所管する総務省にて、5Gの実現に向けた取組を行っているものです。

景観法に基づく景観形成の配慮事項につきましては、位置や配置、規模及び形態意匠であるため、周波数で区分した基準等の設定はできないことから、今回、意見があった部分につきまして、道庁内の関係部局と情報共有をさせていただいたという経過になっております。

なお、パブリックコメントの結果は、明日の1月11日より公表となりますことをご知らせいたします。以上で、パブリックコメントのご説明を終えます。

「資料1-1」の1ページに戻りまして、(2)の「その他意見照会の結果」について、ご説明させていただきます。

意見照会先につきましては、道庁内の関係部局、各振興局建設指導課、道内の景観行政団体を含む全市町村に実施しております。意見等につきましては、内容が重複した意見もカウントして計37件の提出がありました。意見に対する素案の修正等は28件で、件数の内訳に

つきましては、この1ページの表に記載している内容のとおりでございます。

「資料1-1」の8ページをご覧ください。提出された意見等の内容、意見に対する考え方等について、8ページ目から13ページ目までで、重複した意見を整理して計33件あります。まず、8ページに記載しています意見1から6につきましては、「資料1-4」の2ページから4ページに関し、文言の修正及び時点修正に関する意見であり、意見1につきましては、表示方法を統一したもので対応していることから、素案の修正は行っておりませんが、それ以外につきましては、ご指摘をいただいた内容で修正しております。

次に、9ページの意見7から9ですが、「資料1-4」の4ページ、「社会経済情勢の変化と課題」の「農業・水産業の国際競争力の強化」において、輸出に関する内容を記載していますが、施策に関連する関係部局より、「輸出と景観との関連性が不明」、「輸出の減少原因が簡略化しすぎ」などのご意見をいただきまして、輸出に関する文章の見直しを行い、内容をわかりやすくするために大幅に修正しております。

次の意見10から13につきましては、「資料1-4」の4ページから10ページに係る部分であり、文言の修正、時点修正に関する意見であることから、その意見を反映して、素案を修正しております。

続きまして、意見14から16につきましては、記載しています理由により修正は行っておりませんが、意見16にて標津町からいただいています「資料1-4」の26と28ページの「ビジョンの推進」に関する部分にて、「道内市町村における取組等を言及してはどうか」との貴重な意見をいただいております。今後、これらの取組をどう活用していくかということで、コメントをつけて回答しております。

次に、「資料1-1」の11ページ、意見17から19につきましては、こちらも文言の修正と時点修正に関する意見であることから、その意見に基づき素案の方を修正しております。

続きまして、意見20から次のページの26までの意見等についてですが、こちらは「資料1-4」32ページから33ページの「資料編 1 関係する計画・指針等」であり、誤記等による修正のほか、当初記載していた2つの施策を削除、1施策が追加となっております。こちらにつきましては、意見をいただいた後、所管部局の担当課と打ち合わせ等を行いまして、再整理した結果となっております。

続きまして、「資料1-1」の意見27から28につきましては、「資料1-4」35ページから36ページの「資料編 2 関連用語解説」において、この用語に係る所管部より意見をいただき、意見に基づき素案を修正しております。

次に、「資料1-1」の13ページになります。意見29から33につきましては、市町村と振興局よりビジョン全体に係るご意見等であり、これらの意見による素案の修正等はありませんが、意見31と32の振興局からの意見で、ビジョンを推進していく上での貴重なご意見

をいただいておりますので、今後、それらも含めて検討していきたいと考えております。

以上が意見照会等の結果であり、これらの意見に伴う「資料1-4」の修正等に伴い、「資料1-3」の1ページと5ページで修正を行いました。

以上、北海道景観形成ビジョンの見直し(案)について、ご説明をさせていただきました。

○小篠会長 どうも、ありがとうございました。

それでは、今のご説明内容について、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○渡部委員 「資料1-1」の8ページで色分けしてあるのですが、これは何か意味があるのかということ、景観に対する考え方の右下のところにAからDなどあるのですが、これは何かと思ひまして、お聞きしようと思ひました。お願いします。

○後藤主査 こちらの薄い緑色は振興局からの意見、水色は市町村からの意見に色分けにさせていただきますいております。ただし、2、3、4につきましては、道庁の関係部局と振興局の意見が重複しているため、所管部局で整理し、色分けは白とさせていただきます。

あと、「意見に対する考え方等」の右下に四角にて、「A」、「B」、「C」、「D」、「E」と記載していますのは、標題の下に記載していますが、「A」が意見を受けて案を修正したもの、「B」が案と意見の趣旨が同様で考えられるもの、「C」が案を修正していないが今後の施策の進め方等の参考にするもの、「D」が案に取り入れなかったもの、「E」は案の内容についての質問等ということで区分分けしております。

○渡部委員 わかりました。

○小篠会長 他はいかがでしょうか。

冒頭の大きく文章を変更したところというのは、今までこの景観形成ビジョンでは、農業のことについては書いていたのですが、水産業のことについてはそんなに触れていなかったのです。そこの文章の書き方について、当該部局との打ち合わせの結果、少しくふうに変えていただきたいということを伺いながら、修正したところが主立ったところであり、北海道の主力の産業と北海道が置かれた立場みたいなものを背景としながら、景観というものを、今後、どう考えていかなければならないのかということの前振りのところの文章になるところですが、大きな流れとしては変わっていないのです。書き方について、少し担当部局から言うと、こういうふうにし少し変えてほしいというようなところが、4ページのところは真っ赤になっています。

振興局からもよく見ていただいております、むしろ現場に近いということで、最後の31から33までのところというのは、同様の意見として括られているのです。こういう大きなビジョンを作った上で、それをどうやって推進していくのかというのが気になるということはずっと書かれていますが、これはずっと審議会でも議論してきたことです。連絡調整会議とい

うのを作りながら、景観整備に向けて様々な情報を振興局側に提供したり、振興局側からこんな課題になっているようなことを審議会にまたフィードバックするというような、まだ概略的なことですが、そういうフィードバック体制を作ろうというようなところで、私共もお話していて、それが書かれているところもあり、これも新しい基軸だと思います。これから、そこをどうやっていくかということについては、まだ少し事務局といろいろ細かく詰めていく必要はあるかと思いますが、来年度には立ち上げて、それを実行していくということになるかなと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

随分、審議会の中では議論してきた内容ですので、大きくそこから逸脱するような意見照会だったというところではないと思いますので、ほぼ微修正というようなところでございます。

○長谷山委員 函館市の長谷山でございます。

今、お話いただいたように連絡調整会議の部分で、非常に良いご意見があったなと思っておりまして、連絡調整会議の議論がわからないままできておりますが、ビジョンを見ながら連絡調整会議を作るということに対して、非常に大変だなと思う一方で、非常に重要なものだなと思っております。

また、ビジョンを拝見させていただきますと、非常にウイングが広い分野まで、景観というところで所掌する形になりますので、各部局の考え方みたいなことも、なかなか景観法によらないに部分もきつとあるかなと思っておりますが、このような形で道庁の方でやられるという事は、もしかしたら、我々基礎自治体の方にも、このような考え方ということを活用できるのかなと思っておりますし、また、空知総合振興局の中では横の連絡体制を作って、またその後で、各市町や地域住民との連携みたいな話も出てきておりますので、そういう意味でいけば、函館市自体もご協力と言いますか、連携しながらやっていければなと思っておりますので、意見と言いますか、感想ということでございます。

○縄田都市計画課長 ありがとうございます。

○小篠会長 まさに、そのところが、今回のビジョンの改定の大きなポイントに結局なっていくのかなと思っておりまして、長谷山委員がお話ししてくれましたけれども、非常に幅広くに景観を捉えようという、そうしていく必要があるだろうということが、前の10年間の反省だったと思います。

では、捉えてどうやって、ビジョンの推進を図っていくのかというところが難しいのですが、まずは道庁各セクション、あるいはその関係する団体の方々に景観というのはこういうところまでの範囲を含むのではないのでしょうかという形で出して、ご意見を伺ったということは、かなり、実は地ならし的には大事なところであり、それをベースにしながら、「こ

の施策も景観にかかるの」というような話しというのは、正直なところ出たのではないかなと思われま。そういうところも含めて、考えていきましょうという状況を作ったと言うのは、大きなところかなと思。逆に言うと、審議会の役割も非常に重要になってくるのかなというふうに思。そういうようなところから出てくる様々な意見や、連絡調整会議の内容の報告もいただかなくてはいけないかなと思。そういったものを含めて景観行政の推進、ビジョンの実行というようなものに対して、どういうふうに私共は関わっていくのかというところも、すごく大事になってくるかなと思っております。

いかがでしょうかね。よろしいでしょうか。

それでは、これは知事の方から諮問を受けていました「北海道景観形成ビジョンの見直し」ということですが、赤字で修正したものを含めたこの案で、知事の方に答申するというところでよろしいでしょうか。

(委員から「はい」との声)

○小篠会長 ありがとうございます。

それでは、そのような形でさせていただければというふうに思。答申後のスケジュールについて、事務局から何かご報告はございますでしょうか。

○後藤主査 今後のスケジュールにつきまして、ご報告させていただきます。

審議会より答申をいただいた後に、2月の道議会の建設委員会にて案として報告をさせていただき、3月に策定をするというスケジュールで進めて行く予定です。その際、関連施策にて、当課の「北海道みどりの基本方針」と時期を合わせて策定を進めていく予定でありますので、策定が終わりましたら、委員の皆様にもご連絡いたしますので、よろしくお願。いたします。

あと、先程話題にもありました庁内の連絡調整会議に関して、ご報告させていただきます。

今回、ビジョンについて庁内の関係部局との調整を図ったときに、そこから発生する事業、具体的に動かしている部分との連携をどのようにするのか、細かいところまで確認していく作業が行わなければなりません。今回、最初の立ち上げであり、そういった部分も当課の方で積極的に調整を図らなければならないと考えておりますので、多少お時間が掛かるかと思。います。こちらの方も、準備及びどのような形でやっていくのかということを取りまとめが出来次第、委員の皆様にご連絡を差し上げたいと考えておりますので、よろしくお願。いたします。

以上でございます。

○小篠会長 ありがとうございます。

32 ページ、33 ページに関連する計画・指針が載っており、所管部はこれだけ出ているのですが、建設部以外のところは、半分くらいは占めており、関係部局との調整をしながらやっていこうというところですね。ただ、一旦説明をしていることもあるので、当然のことながら何をしようとしているのかということ、担当の所管部はわかってると思います。また、初めてやることだから、どうなるかというのはいろいろあるかもしれませんが、逐一ご報告していただければ、こちらの方としても対応が生じるのではないかなと思っている次第です。これは、アイデアレベルで審議会と言う話かどうかわかりませんが、それに応じて、今までやっていたような活動をもう少し拡張したような形で、勉強会やセミナー、シンポジウムをやるようなこともを含めて、あるいはどこかの団体と協力するなどいろいろな手法があると思います。そのような形で景観行政の推進みたいなものを審議会としてサポートできるような計画づくり、実行体制づくりといったところにも、皆様方のご意見をいただくというようなところがあるかなと思っているところでございます。そのところも含めまして、動きあり次第、ご報告できればいいかなと考えております。

それでは、景観形成ビジョンについてのお話はこのくらいでよろしいですか。大丈夫ですか。

(委員から「はい」との声)

○小篠会長 ありがとうございます。それでは、次の議事に移らせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたしたいと思します。

では、景観形成ビジョンについてはこのくらいでよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは次の議事に移らせていただきたいと思しますので、よろしく願いします。

(2) 北海道屋外広告物条例及び規則の一部改正について

○小篠会長 次も継続審議という感じになりますけど北海道屋外広告物条例及び規則の一部改正について以前もお諮りした内容、詳細についてということになると思します、事務局の方から説明をお願いします。

○加藤主査 屋外広告物を担当しております、加藤でございます。私の方から、北海道屋外広告物条例・規則の一部改正についてご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

前回平成 30 年 10 月 3 日の審議会の際に、屋外広告物の落下事故が相次いでいることなどから、屋外広告物の安全性の確保がより求められているため、点検義務の明確化、有資格者

による点検などについて、北海道屋外広告物条例と施行規則の一部改正を行う予定であるということをご説明させていただきました。

昨年 12 月 28 日に音更町で北洋銀行の広告物が支柱ごと倒壊する事故が発生したところですが、前回の審議会後に、道民意見の募集や道庁内の関係各課との協議を実施しましたので、それらの内容を反映した改正案についてご説明させていただきます。

「資料 2 北海道屋外広告物条例・規則の一部改正について」をご覧ください。

「1 道民意見提出手続の実施結果」ですが、意見の募集を昨年 11 月 7 日から 12 月 6 日まで 1 ヶ月間行いまして、1 名の方からご意見がありました。

意見の内容につきましては、有資格者による点検についてだったのですが、有資格者の名義を借りて報告することが懸念されるため、点検を実施した者が有資格者であるか、許可申請の際に資格者証などで確認してはどうか、というものでした。

意見に対する道の考え方としましても、点検者の資格を確認する必要があると考えておりますので、資料には載せていない部分なのですが、有資格者による点検を要する広告物については、継続許可申請時に、点検者の資格を証明する書面、資格者証の写しなどを添えて点検結果の報告をするよう、規則で定めることとしています。

「2 改正の内容」についてですが、前回の説明と重複する部分もありますが、ご説明させていただきます。

「(1) 点検義務の明確化」として、行為者等、行為者等といいますのは、広告主、広告主から委託を受ける等により広告物等を設置する者、広告物等を管理する者のことを言っておりますが、行為者等は広告物や掲出物件の、損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検しなければならないということを明確化します。

ただし、移動広告物である車の外側に広告を表示して宣伝を目的に移動する広告車や、簡易広告物であるはり紙、はり札、立看板、アドバルーン広告物、広告幕、 広告網、のぼり、旗、電柱広告物などの小型簡易で許可期間が短期間であるものは、点検義務が課されないこととします。ですので、点検義務がある広告物は、固定広告物である、地上広告物、屋上広告物、壁面広告物で、許可の要、不要は問いません。

次に「(2) 有資格者による点検」ですが、現在の道の規定では点検者に関する定めはないのですが、規則で定めるものについては、屋外広告士やその他の専門的知識を有するものとして規則で定める資格を持つ者に点検させなければならないという規定を新たに定めます。

有資格者による点検を要するものとは、表示面積が 10 m²を超える固定広告物で、これらは、別に定める資格を持った者に点検をさせなければならないこととします。

表示面積が 10 m²を超える固定広告物については、有資格の管理者を置かなければなりま

せんが、改正後は有資格の管理者を置く広告物については、有資格の点検者が点検を行わなければならないこととなります。

資料の裏面にいきまして、点検者の資格ですが、有資格管理者の資格をベースとしており、⑥ a の屋外広告物講習会修了者というだけでは点検者の資格として不足するのではないかとその意見を踏まえ、⑥の屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者資格者を点検者の資格から除きまして、⑦の広告物の点検のため新しく設けられた点検技能講習の修了者であって屋外広告物講習会を修了した者を追加します。

また、現在道内では、⑥ a の屋外広告物講習会修了者の資格で有資格管理者となっていて点検も行っている方が相当数おりまして、改正後はこれらの方は点検業務ができなくなるため、その影響を考慮し一定期間は点検者とみなす経過措置を設けまして、その間に点検者となるための資格を取得したり、点検技能講習を受講したりしてもらい、点検者の資格を取得できるようにしたいと考えています。

次に「(3) 点検結果の報告」は、出願者は継続許可申請を行う場合には、許可申請に併せて点検の結果を知事に報告しなければならないことを規定します。今も継続許可申請に必要な添付書類として点検の結果を提出していますが、改正後は点検結果を知事に報告しなければならないということを条例で明確化するものです。

次に、「3 従前どおりの内容とするもの」ですが、前回の審議会の際に改正案としてご説明していましたが、内容を精査する中で、従前どおりの内容とすることとした部分がありますのでご説明します。

昨年 11 月に道民意見の募集を開始した際、委員の皆様にお知らせしたメールの中でご説明していたところですが、管理義務を有する者の明確化の項目について、行為者等に加え所有者又は占有者にも広告物や掲出物件の管理義務があるということを明確化することとしていましたが、この部分については、従前どおり行為者等に管理義務がある、とすることとしました。

理由としましては、以前から行為者等の中に所有者・占有者が含まれているとの考えであり、今まで管理義務がなかった者を新たに追加するものではないため、従前どおり行為者等に管理義務がある、とすることとしました。

「4 施行日」ですが、2月の北海道議会第1回定例会に提案し、平成31年4月の条例改正を予定しておりまして、有資格者による点検、点検結果の報告については周知期間を設け、段階的に施行する予定となっております。規則についても条例に併せて改正して参ります。

今後は、改正された制度の内容や管理義務者、また広告物の許可制度や安全管理について広く周知を図り、屋外広告物の安全性の確保が図られるよう、啓発していきたいと考えています。以上で私からの説明を終わります。

○小篠会長 どうもありがとうございました。細かくチェックを法令部局としていただいた上で文言の整理をして若干の修正等ができました。2月に道議会の第1回定例会でこの条例改正の議案を提出して、先ほどご説明あったとおり4月に改正予定というようなところで進みたいということですが、この段階でご質問とかご意見とかあればお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

○藤田委員 経過措置って何年でしたっけ。

○加藤主査 どここの部分の経過措置になりますか。

○小篠会長 講習会修了者の話ですよ。

○加藤主査 講習会修了者の経過措置は、平成34年3月までです。この間に何か資格取得ですとか講習会を受けていただくということで予定しております。

○小篠会長 はい、他にはいかがでしょうか。

○工藤委員 資格の7番に点検技能講習修了者というものが追加になるということで、この講習会というものは31年度からスタートすることになるのか、今ある講習会ですか。

○加藤主査 北海道では平成29年度から開催されておまして、年に1、2回程度道内で開催されていたと思います。

○工藤委員 はい、わかりました。

○小篠会長 あの事件があった前後からすぐに業界団体は動いてですね、こういう方向になってきているということで、ここではそれを明確化しようということですね。

○長谷山委員 参考までにお伺いしたいのですが、これは北海道が所有の広告物に関しても点検義務が生じるということになりますか。

○加藤主査 固定広告物については点検義務が生じます。北海道が所有しているものは、地方公共団体や公共的な団体が表示するものということで、許可申請は要さない広告物ですが、それらについても点検義務は発生します。許可申請はしないので、点検結果の報告を知事に提出することは要しないのですが、点検については義務になります。

○長谷山委員 許可の要不要は問わないで点検義務が北海道さんの広告物も必要なのですが、知事には報告義務はないということになるのですね。義務はないけれどもやらないということなのかやるということかでございます。

○加藤主査 点検自体は必要です。

○長谷山委員 するのですか、なるほど。点検はして報告はしないということが北海道の所有の固定広告物の考え方。もうひとつお聞きしたいのですが、その際にはここにある資格者がやられると思うのですが、これは自前の職員がやられるのか若しくはどこかに委託してこのような点検を北海道の広告物されるのか。ここについてはいかがでしょうか。

○加藤主査 点検については、10㎡を超えるものは有資格者による点検が必要になってく

るのですが、実際誰が点検を行うかという所まではまだ検討していません。道庁内にどのくらい点検を行える職員がいるのかは把握していないのが実態です。

○長谷山委員 ということは、道庁が所有している固定広告物に関しての点検の仕方についてはまだ検討はされていないという状況なのですね。わかりました。今後もしかしたら自治体のほうでやられる場合に自治体の固定広告物についてもこういった義務化がされることになれば資格の問題ですとか許可不要のものが多いと思いますので、それがどのくらいあるかということ自体がわからないところから入ると思いますし、きっと許可不要のものでいけば北海道だけではなくて国の機関もそういったものについても要していくことになると思うので義務化されていることになりそうですから、そういうのを含めて参考までにお聞きしました。

○小篠会長 今の実態の把握ということはすごく大事で、民間広告についての実態把握もすごく大変なところだったのですが、いわゆる許可不要の行政が出している広告物、該当するものがどんなものがあるかというのはいったいと言えないですが、そういうものについての実態がどうなのか同時に把握する必要があるだろうということですよ。

はい、どうぞ。

○渡部委員 構造計算書を提出する場合ですね、例えば風圧とか数値などは地方によって違うというのを以前聞いたことがあるのですが、北海道の気候も以前とは違って風が強くなったりとかあると思うのですが、そのような数値的なものというのは、決められた風圧計算は決まりがあるのでしょうか。

○加藤主査 建築基準法の関係でしょうか。

○渡部委員 広告物の事故が最近非常に多いのですが、数値自体が昔のままだとだめじゃないかなと思っているのですが、その辺は誰に聞けばいいのかなと思って。

○小篠会長 いまおっしゃっているのは新築といいますか新しく広告物を工作物として作るというときに出てくる建築基準法上の建築基準ということになると思うのですが、それが地方に応じた係数が存在しているのかどうかというご質問だったと思うのですが、一般の建築物の積雪加重とかいうのは北海道は全然違う係数があって、工作物の風圧に対してというのは記憶にないですね私も、ちょっと即答は事務局もできないと思いますが、調べた方がいいのかどうかということですけど。

○山本主幹 若干説明させていただきますと、告示のほうで基準風速というのが定まっております。それぞれ各市町村毎に風速 32mを基準にしますとか 34mを基準にしますとか北海道は確か3種類くらいの基準風速というのが告示で定まっております。新築の看板につきましては建築物に係る規定なのですが、だいたい建築物に係る基準風速を準用して看板に対する風速も定めているのが通例でございます。というのも看板の場合基準風速

を何にしなければというものは明確には法律上書いていないものですから建築物と同じものを
だいたいの設計者の方は使って構造計算をされて確認申請を提出されております。よろしい
でしょうか。

○小篠会長 広告物に特別の基準はない、建築物についての数値を通常はそのまま使ってい
るとそういうことですね。よろしいでしょうか。

○渡部委員 点検を厳しくするのも確かに重要なのですが、例えば自立看板も最初から構造
計算の部分で風に対する抵抗などの数値を上げるとか、そういうことも必要なのではないかと
思ったので聞いてみました。以上です。

○小篠会長 よろしいでしょうか。

○渡部委員 はい。

○小篠会長 他にはいかがでしょうか。

○檜澤委員 単純な確認なのですが、今回⑦番を追加したということで、⑦番は点検技能講
習修了者ということですが、これにプラスして屋外広告物講習会もなくてはできないという
ことなのか、点検者だけに「○」がついているので点検技能講習だけでもいいのではないか、
あるいは屋外広告物講習会を修了していれば管理者にもなれるのではないかと思うのです
が、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○加藤主査 点検者の資格としましては、点検技能講習、点検のため新たに設けられた点検
技能講習を修了してプラス屋外広告物講習会を修了していただくと点検者になれるという
ことにしております。

表の③から⑤の「建築士やネオン工事に係る特種電気工事資格者などの資格を持っている
方」につきましても、法令などの講習もするのでプラスで屋外広告物講習会を受講してい
ただくことで管理者にも点検者にもなれるという扱いをしているので、⑦の「点検技能講習を
修了された方」につきましても、法令などの部分も知っておいていただきたいということで
プラス屋外広告物講習会を修了していただくと点検者になれるということにしております。

⑦の点検技能講習は受講していてもしていなくても、⑥の a 「屋外広告業者が営業所ごと
に選任する業務主任者資格者として屋外広告物講習会を修了した方」については、今までど
おり有資格の管理者になることはできます。

○小篠会長 よろしいですか。ありがとうございます。他に何かいかがでしょうか。これも
1年半くらいかけてワーキング的な委員会をつくり、中身をつめて参ったところで最終段階
として法令としてどうだろうとチェックが入ったというところなんですね。色々議論はあり
ましたけれど、これである程度までは網羅できるだろうというようなところ、一部行政の持
っている広告物についてどうなのかというところは、まず課題として残るのかなというところ
もあるかもしれませんけれども、実際法令を作っているところですのでちゃんとしていた

だくことが必要かなと思いますけれども。

北海道の場合、重大な事故が起きたということから話がスタートしているのですが、早くそれに対しての対応を図るべきなのではないかなというところもあって、かなりそういう意味では早手回しにここまでもってこられたのではないかなと思います。

もしご意見なければ議会にかけさせていただくというかたちで事務局の方にお戻ししたいと思っておりますけど、よろしいですか。

(委員から「はい」の声)

○小篠会長 ではそのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(3) その他

○小篠会長 今日はこの2件が議事ということで用意させていただいておりますけれども、その他委員の方からご意見とかございますか。よろしいですか。それでは用意しました議事はこの2件ですので一旦事務局の方に進行をお戻ししたいと思います。

3 閉会

○中原主幹 小篠会長どうもありがとうございました。

委員の皆様もご議論いただきどうもありがとうございます。

若干、予定より早く終了させていただきますが、以上をもちまして、本日の日程を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。